

乙第7号議案

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和47年沖縄県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「よつて」を「よって」に改める。

第2条第1項中「、第87条の2第1項若しくは第2項又は第88条」を「、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請によって県が行う事業及び第87条の2第1項、第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「よつて」を「よって」に、「その他」を「その他の」に改める。

第3条中「よつて」を「よって」に改める。

第7条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項及び第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第10条第2項中「あつた」を「あった」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第14条中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第15条中「怠つた」を「怠った」に改める。

第16条中「付属物」を「附属物」に、「付替え工事」を「付替工事」に、「行なつた」を「行った」に、「よつて」を「よって」に改める。

(沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第2条 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和50年沖縄県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

第4条第2項中「第88条」を「第87条の5第1項」に改め、「翌年度」の次に「の初日」を加え、同項ただし書中「する年度」の次に「の初日」を加える。

第5条第1項中「同項第2号」を「同項第1号」に、「第88条第1項」を「第87条の

4第1項又は第87条の5第1項」に、「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表42の項(別)中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同項(別)中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

土地改良法等の一部を改正する法律により土地改良法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。